

富士見公園長方形競技場備蓄倉庫の管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時の様々な応急活動及び応急対策を実施する上で必要な物資（以下「物資」という。）並びに物資を備蓄する倉庫（以下「倉庫」という。）の管理に関して基本的な事項を定めるものとする。

(倉庫)

第2条 物資を備蓄する倉庫は次のとおりとする。

名称 富士見公園長方形競技場 備蓄倉庫A、B

所在地 川崎市川崎区富士見2-1-9

(物資及び倉庫の管理)

第3条 物資及び倉庫の管理は、市立川崎病院が行うものとし、年2回以上の点検を行う。

(物資の搬出入)

第4条 次の場合に物資を搬出することとする。

- (1) 災害時に、物資を避難者等へ交付する必要がある場合
- (2) 物資を廃棄等する場合
- (3) 防災訓練等で物資を使用する場合

2 次の場合に物資を搬入することとする。

- (1) 災害時に、救援物資を受け入れる場合
- (2) 物資を新規調達等した場合
- (3) 避難所等へ物資を搬入する際に、それらを一時的に保管する場合

3 物資の搬出入をする場合は、原則として富士見公園長方形競技場の開場時間に行い、事前に富士見公園長方形競技場へ口頭、電話等で連絡するものとする。

(物資及び倉庫の利用)

第5条 物資及び倉庫を利用しようとする者は、市立川崎病院長に申請し、市立川崎病院長の承認を受けなければならない。

(違反者等に対する措置)

第6条 市立川崎病院長は、次の各号に該当する者又はそのおそれが明らかである者に対し、物資及び倉庫の利用を拒否し、許可若しくは承認を取り消し、又は行為の禁止若しくは退去を命じ、又は物件の撤去を命じ、任意に撤去しないときは、自らこれを撤去することができる。

(1) 氏名及び使用の目的を明らかにしない者

(2) 前条の規定に違反する者

(3) 使用許可条件により付された条件に違反する者

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市立川崎病院長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

制 定 理 由

富士見公園長方形競技場備蓄倉庫を管理及び運営するため、この要綱を制定するものである。